

## 転職や再就職のために求職活動をしようとする職員の方へ

内閣官房  
内閣人事局

- ◆ 国家公務員及びOBには、再就職に関し、3種類の行為の規制と、再就職の届出の義務がかかります（別紙参照）
- ◆ 転職や再就職のために求職活動をしようとする職員の方は、**求職規制及び再就職の届出の義務**について特によく理解しておく必要があります

- ・(職務と利害関係のある)A社に対して何度も「定年退職」「最後の仕事」と告げる
- ・A社からの誘いに対し、同社の地位に就くことを固辞しなかった
- ・A社に人事異動日・異動先・利害関係企業等でなくなることを伝え、A社トップとの面会を要求



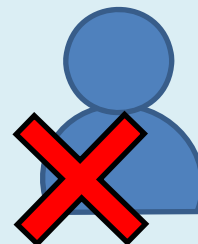
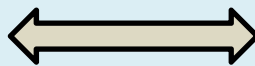
違反者

就職を目的としていることを直接示す発言等を行っていなくても、**複数の行為を総合的にみて、求職規制違反が認定**された事例があります。

職務と利害関係  
のある企業・団体



再就職するた  
めのやり取り



違反者  
(任期付職員)

**任期付職員**として在職していた者が、規制を十分認識せずに**職務と利害関係のある企業・団体に求職活動**を行い、**求職規制違反が認定**された事例があります。

すべての職員

在職中の  
再就職の約束

約束後1週間以内を目安  
に届出

離職後2年以内の  
OB(元管理職職員)

再就職  
(自営業・自由業含む)

独法等

再就職前に届出

その他

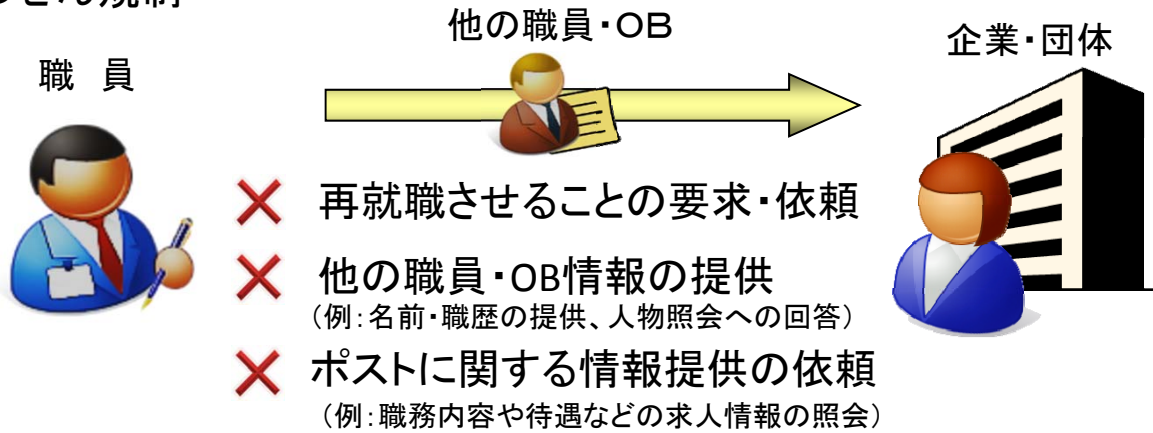
再就職後1か月以内を目安  
に届出

**在職中に再就職の約束をした職員**は、所定の様式で1週間以内を目安に**再就職の約束の届出**をする必要があります。**離職後2年以内のOB(元管理職職員)**は、所定の様式で**再就職の届出**をする必要があります。

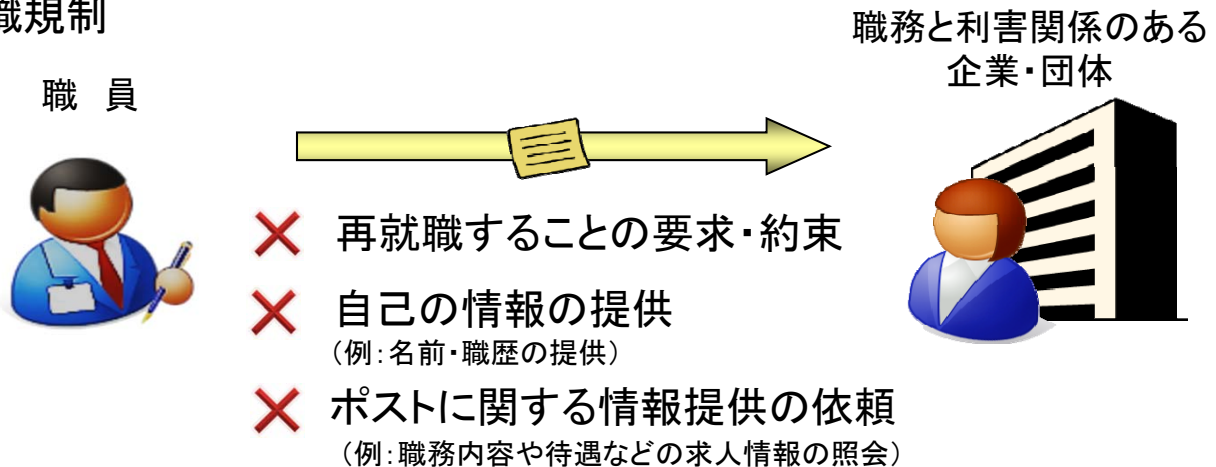
# 国家公務員法の再就職規制

(別紙)

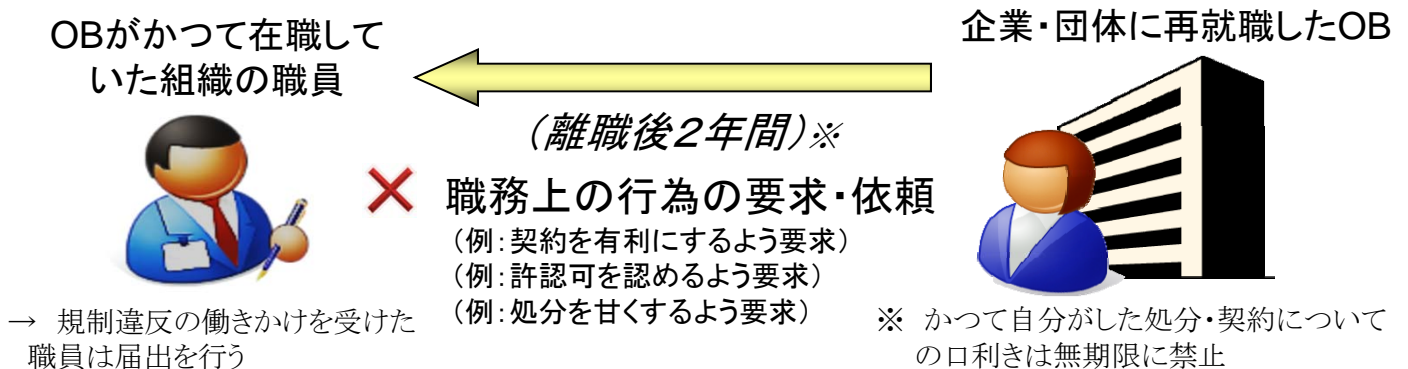
## ◆ あっせん規制



## ◆ 求職規制



## ◆ OBによる口利き(働きかけ)規制



### 【規制に違反した場合】

- 職員は懲戒処分の対象、OBは10万円以下の過料の対象
- さらに、不正な行為を伴う場合は刑事罰の対象

# 国家公務員法の再就職の届出の義務

## ◆ 在職中の約束の届出

職員(役職を問わずすべての者)は、在職中に営利企業又は非営利団体への再就職の約束をした場合には、所定の様式で、届出を行う必要があります。(約束をした日から1週間以内を目安に提出)

## ◆ 離職後の事前届出

管理職職員であったことがある国家公務員OBは、離職後2年間、独立行政法人などの国と密接な関係のある法人に再就職することとなった場合には、所定の様式で、届出を行う必要があります。(再就職日より前に提出)

## ◆ 離職後の事後届出

管理職職員であったことがある国家公務員OBは、離職後2年間、再就職した場合(国と密接な関係のある法人以外)には、所定の様式で、届出を行う必要があります。なお、企業・団体への再就職だけでなく、自営業や自由業に就いた場合も届出が必要です。(再就職日から1か月以内を目安に提出)

### 【届出義務に違反した場合】

- 職員は懲戒処分の対象、OBは10万円以下の過料の対象

**再就職規制や再就職の届出の義務について、くわしくは、内閣人事局のウェブサイトに掲載しているパンフレット『国家公務員が知っておかなければならない「再就職に関する規制」と「再就職情報の届出制度」』をご覧ください。**

- 内閣人事局ウェブサイト

- ・ホームページ

- 「内閣人事局」で検索

- ・退職管理・再就職等規制

- 「内閣人事局」+「再就職」で検索

または

内閣人事局のホームページから「国家公務員の人事行政」をクリックし、さらに「退職管理・再就職等規制」をクリック

**再就職等監視委員会も、ウェブサイトで再就職規制に関する情報提供をしています。**